

令和6年度

町政執行方針



訓子府町

I はじめに

はじめに、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震で亡くなられた多くの方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災した皆様が一日も早く日常を取り戻すことができることを心からお祈り申し上げます。

私は、昨年4月23日執行の訓子府町長選挙におきまして、町民の皆さまの負託を賜り、1期目の町政執行の責任を担わせていただき、早いもので1年になろうとしております。

令和6年度も、皆さまのご理解、ご協力をいただきながら、全力で町政運営にあたってまいる所存であります。

それでは、令和6年第1回定例町議会の開会にあたり、令和6年度の町政執行方針を申し上げ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

II 令和6年度のまちづくり

令和6年度における、私の町づくりの目標実現に向けた主な施策の推進について、第6次訓子府町総合計画の7つの将来目標に沿って申し上げます。

Ⅲ 主要施策の推進

1 安心して『子ども』を産み、育てられるまちづくり

将来目標の1点目は、「安心して『子ども』を産み、育てられるまちづくり」についてであります。

昨年、我が国の出生数は80万人を割り込み、過去最少を更新し政府の予測よりも8年早いペースで少子化が進んでいます。2030年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍速で急減し、少子化は歯止めが利かない状況が予想され、この状況を打開するため政府は「異次元の少子化対策」と銘打って、少子化のトレンドを反転させるための取り組みを進めております。

本町においては、継続して誰もが安心して子どもを産み、育児ができる支援や体制の充実を図り、「子育てするなら訓子府」という町の魅力を発信し、若い世代が本町で暮らし、子どもを産み育てたいと思うことができる町づくりのため、町全体でこども・子育てを支え、全ての子育て世帯を切れ目なく支援する施策の展開に努めてまいります。

【認定こども園】

本年度から、国の制度による3歳以上の保育料無償化に町独自の3歳以上の給食費と3歳未満の保育料、給食費を加えて保育料の無償化を実施し、保護者の経済的負担のさらなる軽減を進めてまいります。さらに保育教諭や特別な支援を要する園児のための支援員配置と職員の研修の充実を図るとともに、大きな効果を上げている保育ICTシステム「コ

ドモン」の継続利用により、保育教諭の業務効率化、教諭と保護者との密接な連絡体制の構築、情報発信等を進めてまいります。

また、昨年社会問題にもなった夏の気温上昇による園児の熱中症対策として、全保育室にエアコンを整備し、万全の安全確保に努めてまいります。

【子育て支援】

「ともに支え合い、安心して子育て、元気に子育てができるまち」を基本理念とした「第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、継続して、町全体で子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

子どもを持ちたい方への低所得の妊婦への初回産科受診料の助成や妊娠届出時と出生届出時に出産子育て応援給付金、特定不妊・不育症治療費助成事業、妊産婦一般健診などの経済的支援の実施や産後ケア事業を継続し、出産前後の不安解消を図ってまいります。また、出産子育て支援事業など妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援を継続してまいります。

乳児・育児期には、乳幼児健康診査等検査費や未熟児養育医療費の助成を継続するほか、離乳食教室など月齢に応じた各種教室・健康相談の開催、定期予防接種、インフルエンザ、おたふくかぜの任意予防接種費用への助成、フッ素塗布などの子ども歯科保健事業を引き続き実施してまいります。

子育て支援センター「ひだまり」では乳幼児期の保護者と子どもの交流の場として、各種行事や講座の開催、託児など一時預かり事業の実施

などにより妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に努めてまいります。

「子育て世代包括支援センター」では、各担当部署が連携し、妊娠初期からそれぞれの段階に応じたサービスや情報提供、助言などを通じ、乳幼児から学童に至る子育て不安の解消を図ってまいります。

放課後児童対策につきましては、保護者の就労形態の多様化に対応した支援体制の充実や児童センター、放課後子ども教室、みつばちクラブ運営支援など子どもたちの放課後生活の支援に取り組んでまいります。

【その他の子育て支援】

就学前の発達に関し支援が必要な子ども・家庭が利用する北見市子ども総合支援センターきらりへの通園費助成をはじめ、美幌療育病院専門職による年中児健康相談や子育て支援センター、認定こども園、小中学校での発達支援事業、障がい児自立支援事業などにより早期発見、療育につなげてまいります。

また、ひとり親家庭等への医療費助成、未熟児養育医療費の助成、さらには昨年高校生まで対象を拡大したこども医療費の無償化を継続実施し、子どもの医療及び発達支援対策の充実に努めてまいります。

2 強い『産業』で活力を生み出すまちづくり

将来目標の2点目は、「強い『産業』で活力を生み出すまちづくり」についてであります。

地方の経済状況については、コロナ禍の終息に伴い、消費活動も回復

するかに思われておりましたが、依然として続くエネルギー料金の高騰や生産資材の高騰、物価高の影響は大きく、地方経済も非常に厳しい状況となっております。

基幹産業である農業において、本年は農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の改正年であり、国では本年を「食料安全保障改革元年」と位置づけ、食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持を目指すこととし、関連した施策を打ち出すこととしております。農業施策における大きな転換年となる可能性を秘めていることから、国の一挙手一投足を注視し、きたみらい農業協同組合を始めとした関係団体と緊密な連携を図りながら、各種施策に取り組み、将来に向けた農業基盤の構築に取り組んでまいります。

また、商工業においても、町内業者の活動をサポートする各種施策を継続実施し、地域の活力が維持・発展していくよう努めてまいります。

【農業生産基盤の整備】

本町の農業政策の中心を成している農業基盤整備事業については、5地区の事業を継続してまいります。

本年は、山林川地区では排水改修工事を継続し、訓子府川南地区では区画整理などの面工事や営農用水工事の実施により今年度完成、訓子府北東地区では区画整理などの面工事と穂波川の改修工事を、中央一期地区、二期地区では用水路工事、リールマシンの導入など、こちらも今年度で完成することとなります。また、道営西 17 号線地区と道営西 33 号

線地区の 2 地区の整備事業を新たに開始いたします。両地区とも本年は測量試験を実施してまいります。

また、農業経営基盤強化促進法の改正により、将来の地域の農業の在り方について、農業者や農業委員会、農協等関係機関と協議しながら令和 7 年度末に向け「地域計画（人・農地プラン）」の策定を進めてまいります。

スマート農業の推進にあたっては、スマート農業利用推進事業として、作業の省力化・効率化や圃場の土壌管理等の観点からドローンの免許資格取得費用の補助を継続してまいります。

【農業後継者の育成】

全国的な農業者の減少や高齢化問題については、本町においても同様であり、基幹産業である農業を将来的に持続していくためにも、農家後継者の確保と就農者の経営能力育成は継続して実施すべき重要な施策であります。そのため、経営継承・発展支援事業として、経営を継承した後継者への経営発展に向けた取り組みに対する支援をしてまいります。

また、新規就農者に対しても新規就農者等支援条例に基づく認定新規就農者への支援を行うとともに、国の制度を活用した農業次世代人材投資資金による就農初期段階の支援など、担い手確保に取り組んでまいります。

くねっふ農業未来づくり試験事業では、北見農業試験場に「馬鈴薯ゆめいころの栽培方法の確立」をテーマに試験委託をする予定です。さらには、北海道大学サテライト活動による生産者と研究者の交流、担い

手の消費者交流や研修参加経費を助成する農業担い手育成事業を継続して実施してまいります。

また、農業後継者配偶者対策、酪農実習生の受け入れなどにも取り組んでまいります。

農業経営の近代化と効率化では、麦作振興会におけるコンバインの更新・導入のための整備資金、農業経営基盤強化資金、異常気象による資金対応への利子補給や畑作物の直接支払交付金等経営所得安定対策を継続してまいります。

【畜産経営の効率化】

令和6年度は、公社営畜産担い手育成総合整備事業として、酪農家の草地整備改良を実施してまいります。さらに家畜資質改善対策事業、家畜伝染病予防対策としての畜産環境整備事業のほか、酪農ヘルパー事業などによる労働環境改善、労働力確保などを継続して支援してまいります。

共同利用模範牧場に関しては、牧場内変圧器2台が耐用年数を超過しており、故障の可能性が高くなっていることから、電源供給確保のため、電気設備の更新工事を実施してまいります。また、現在5台ある牧場巡回車のうち、年代の古い車両については既に修繕対応ができなくなっていることから廃車とすることとし、新たに中古車1台を購入するなど、施設の適正維持に努めるとともに、入牧牛の飼養管理に努め、入牧頭数の確保による運営の安定化に努めてまいります。

【魅力ある農業と理解される農業の確立】

訓子府ブランドである「くんねっぷメロン」を守るため、訓子府町メロン振興会に対し種子代や花粉交配用蜜蜂などの支援を継続するとともに、メロン増産意欲向上を図るため、町内農業者に対し、新規のメロン用ハウス整備に係る経費の一部を支援してまいります。

また、農産物の加工品開発・販売等の6次産業化、ふるさと納税の返礼品としての採用など農業と連携した取り組みを支援、発展させてまいります。

きたみらい農業協同組合と連携した、クリーン農業推進のための農業振興対策事業、作物の品質向上や肥料・薬剤の効果を試験圃場で実証する農業技術対策事業、農業者による農地及び用排水路等の基礎的保全や農村環境保全などを行う集落営農活動支援事業などに対する助成、農業交流センターを活用した地域加工グループの取り組みや加工技術の向上を目的とした講習など魅力ある取り組みに対して支援してまいります。

食害や踏害など農作物に深刻な被害を与える有害鳥獣対策では、猟友会の協力を得て猟銃による駆除、くくりわなの貸出しによる駆除の実施、エゾシカ駆除報償金の交付のほか、狩猟免許取得者への助成による担い手の確保、適正な残滓処理に取り組んでまいります。

【森を守り育てる】

新たに、一般民有林のうち、木材生産のために「特に効率的な施業が可能な森林」で実施する保育間伐に対して、国・道とともに補助を進めます。

森林環境保全整備事業では、補助対象とならない一般民有林の搬出間伐に対する支援や、一般民有林の人工造林、除間伐に対し補助を行う民有林振興事業、森林組合への民有林育成指導事業に対する支援も継続してまいります。

町の貴重な財産であります町有林につきましては、将来を見据えた適正な管理を実現していくため、町有林野経営審議会などの専門的な意見とあわせ、^{エスジェック}SGEC森林認証の規定に基づき持続可能な森林経営を推進してまいります。

【商工観光の活性化】

本年は、本町の農産物及び特産品のブランディングを推進するため、付加価値の向上を目指した生産と加工、販売の6次産業化に向けた取り組みや農商工連携の取り組みを推進し、新商品の開発や販路拡大等の取り組みを支援するとともに、既存の商品についてのリブランディングによる販路拡大の支援を実施します。

また、地域振興に資する民間投資を支援するため、国のローカル10,000プロジェクトを活用できるよう新たな支援制度を設けます。

令和6年度も、新たに営業を行う事業者や第2創業に挑戦する事業者の店舗購入または新築、空き店舗の再活用に係る改装などに要する経費を補助する店舗出店等支援事業は継続し、既存店舗の改修に要する経費の一部を助成する店舗改修事業については補助対象経費を拡充してまいります。

厳しい環境が続く小売商業及びサービス業ですが、商工会を通じた商業振興策に取り組むため、引き続き商工会活動の支援を行います。

また、町内における住宅の改修工事や住宅設備の整備を推進する住環境リフォーム促進事業を継続し、商店街の活性化と商工業者の受注機会の拡大を図ってまいります。

商工業就労助成事業、商工業後継者育成助成事業を継続し、後継者の確保をするなど商工業後継者対策を行い、中小企業特別融資運用基金貸付事業と利子補給、町内企業等との情報交換などにより、企業、事業所の存置対策にも取り組んでまいります。

公約に掲げております「仮称 まちづくり株式会社」につきましては、民間の企業人材のノウハウや知見を活かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につなげるため、地域活性化起業人制度を活用し、会社設立に向けた構想を練り上げていくほか、町民の皆さんから要望の多いドラッグストア等の設置に向けて検討してまいります。

3 いつまでも『健康』に暮らせるまちづくり

将来目標の3点目は、「いつまでも『健康』に暮らせるまちづくり」についてであります。

乳幼児期から高齢期までの健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で生涯にわたり健やかで活躍し続けることができるよう保健・医療・福祉の充実したまちづくりを進めます。

【高齢者福祉・介護保険】

令和5年度新たに策定した第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスを受けながら暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでまいります。

認知症対策では北見赤十字病院の認知症専門医等と連携し、認知症の早期発見・早期対応を行う「認知症初期集中支援チーム事業」を実施します。また、「生活支援コーディネーター業務」を社会福祉協議会に委託し、高齢者の困り事などへの対応や支え合いの体制づくりを推進してまいります。

在宅の高齢者に対しては、災害弱者緊急通報装置の設置、ショートステイサービス、愛の声かけ訪問、移送サービス、除雪サービスなどの在宅福祉サービスを継続いたします。また、GPS端末購入費を助成する認知症高齢者等対策事業、紙おむつ等の購入助成や紙おむつ等を利用されている方への指定ごみ袋無償配布事業など、介護家族の支援事業も実施してまいります。さらには、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図り、高齢者の生活機能の維持・向上、自立支援を目的とした地域リハビリテーション活動支援事業、自主活動による「いきいき百歳体操」の支援など、介護予防事業を引き続き実施してまいります。

また、定住自立圏で設置した北見地域成年後見中核センターと連携し、認知症や障害等の理由で判断能力が不十分な方の成年後見制度の利用支援や権利が守られる体制づくりを構築していきます。

高齢者の生きがいと自立促進に向けては、社会福祉協議会と連携し、

ボランティア活動や老人クラブの支援を通じて、高齢者の積極的な社会参加促進に取り組むほか、高齢者を敬愛し、長寿を祝う場として敬老祭を開催してまいります。また、各地域において自主的に行われている交流の場づくりなどの取り組みに対しても引き続き支援、協力してまいります。

収支不足が続いている特別養護老人ホーム「静寿園」を運営する「訓子府福祉会」への支援を継続し、特に本年度は入所者の健康を守るため、エアコン設置導入に対する補助を実施してまいります。

【地域福祉の推進】

地域福祉を推進する中核的福祉団体である社会福祉協議会の運営に対する支援をはじめ、民生委員児童委員協議会や保護司会の活動支援、このほか広域の福祉団体の活動や運営に対する助成を継続し、地域全体で福祉活動が展開され、共に支え合う地域福祉環境が充実する町づくりに努めてまいります。

【保健・医療対策】

町民一人ひとりが健やかに暮らせるよう、健診などを通じた疾病の早期発見、生活習慣病の予防など健康づくり活動を推進します。

町民の健康づくりや保健事業は、11月に健康月間として月間チャレンジ事業での運動講座や健康講演会を開催するほか、町民健診、後期高齢者健診、各種がん検診、歯周病健診の実施やPET-CTがん検診の助成を継続します。感染症予防対策では高齢者インフルエンザ予防接種

や成人用肺炎球菌予防接種、コロナウイルスワクチン接種に取り組んでまいります。

医療に関しましては、地元医療機関や北見医師会との連携や、夜間・休日にも安心して医療サービスが受けられるよう救急医療体制の確保に努めます。また、精神疾患や人工透析患者などの特定疾患患者の通院や訪問看護利用に係る交通費助成を継続してまいります。

国民健康保険事業では、医療保険制度の周知や脳ドック費用の助成、特定健診の受診率向上に向けた受診勧奨や保健指導の充実に積極的に取り組んでまいります。

【障がい者福祉の推進】

障がい者福祉に関しましては、令和5年度新たに策定した第7期障がい者福祉計画、第3期障がい児福祉計画に基づき、住み慣れた地域で可能な限り必要な支援が受けられ、社会参加の機会が確保されるなど、障がいの有無や種別によって分け隔てられることのない共生社会を目指し、自立支援サービス事業と地域生活支援事業の実施に努めてまいります。

北見地域基幹相談支援センターと連携し、障がいのある方の高齢化、重度化や親亡き後を見据えたさまざまな支援を切れ目なく提供できる体制づくりを進めてまいります。

町独自の事業である障がい者外出支援サービス、配食サービス、除雪サービス、重度身体障害者交通費助成を引き続き実施してまいります。

4 きめ細やかな『教育』で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり

将来目標の4点目は、「きめ細やかな『教育』で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり」についてであります。

本年も「第2期訓子府町教育大綱」に基づき教育委員会と密接に連携しながら、多様化する課題の解決と特色ある教育の形成にも配慮し、「教育の町・くんねっぷ」にふさわしい町づくりに取り組んでまいります。

個別の政策につきましては、教育長からの教育行政執行方針により述べさせていただきます。

5 みんなが快適に暮らせる『基盤』を整えるまちづくり

将来目標の5点目は、「みんなが快適に暮らせる『基盤』を整えるまちづくり」についてであります。

社会資本整備は、町民の日常生活や経済活動を支える重要な施策のひとつであります。

道路、橋りょう、河川、上水道、下水道、町営住宅、廃棄物処理施設などの多くの設備は経年劣化しているため長寿命化修繕と良好な維持管理を実施し、生活環境、経済環境の維持に努めてまいります。

【定住促進・関係人口】

本町の住宅は持ち家と町営住宅が多くを占める現状にあります。特に公的借家である町営住宅は、令和2年度に改正した「訓子府町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、幸栄団地で1棟4戸の居住性向上の長寿命化改修を実施してまいります。持ち家対策としましては、定住や移住を希望される方に空き家情報を提供する空き家バンク制度と空き家購入や

リフォーム費用に対し助成支援する空き家活用定住対策補助や不良空き住宅等除却費の支援助成事業を実施してまいります。

【道路橋梁・河川の整備】

令和6年度の町道整備については、南13線の舗装修繕を継続実施するとともに、新たに北1条線についても舗装修繕を実施してまいります。また、西19号、西20号線や南訓線の舗装、区画線、側溝の補修など道路維持事業を実施し安心できる道路管理に努めてまいります。

北海道横断自動車道は、端野・美幌高野間の早期完成、陸別・小利別間の早期整備と女満別空港・網走間、足寄・陸別間の早期着手など全線開通に向け国などに要請してまいります。

また、町道除排雪事業では、高齢者世帯置き雪除雪事業を継続実施するとともに、橋りょう整備では、まず、令和3・4年に実施した橋りょう点検に基づく99橋の橋りょう長寿命化修繕計画を改定し橋梁の長寿命化を図ってまいります。令和6年度は昨年実施設計をした酒谷橋、西之橋、豊栄橋の橋りょう長寿命化修繕工事を実施してまいります。また、緑橋、笹橋、山田橋、山本橋、小松橋、美園橋の6橋の詳細設計を実施してまいります。

河川につきましては、山林川を道営水利施設整備事業、穂波川を水利施設等保全高度化事業による整備において継続し、農業水路等

長寿命化・防災減災事業において新井山川の土砂溜め柵の設置及び協成川の土砂流出対策の実実施設計に着手いたします。また、タンノム川、

紅葉川、山林川の護岸補修や伏見川の土砂溜め柵の設置、川北排水川及び酒谷川の護岸嵩上げ畦畔工など河川の維持管理に努めてまいります。

オロムシ川及びポンケトナイ川の河川改修工事の早期完成、訓子府川の駒里樋門新設のほか、長年被災が続く紅葉川は国営事業による着工に向け引き続き関係機関に粘り強く要請し、災害の未然防止や減災対策を図ってまいります。

【上下水道事業】

水道事業につきましては、道営訓子府川南地区水利施設等保全高度化事業を活用し、清住区域の営農飲雑用水整備のうち6千300メートルの配水管整備を実施、また、国庫補助を活用し、大谷水系導水管2千メートルの更新を実施してまいります。

老朽管更新事業では計画的に老朽管の更新を進め、安全、安心な水道水供給に向けた維持管理に努めるとともに、災害・緊急時に備えるために中央監視装置更新、水道台帳の電子化整備を行い管理体制の強化を図ってまいります。

下水道事業につきましては、将来にわたって安定的な経営を維持するために地方公営企業法を適用し、本年から企業会計へ移行しております。

実践会地区での個別排水処理施設整備事業を継続し、水洗化の普及促進及び快適で衛生的な生活環境の確保と公共水域の水質保全を図ってまいります。

【地域交通】

本町唯一の公共交通機関を運行する北海道北見バスに車両更新購入費を含めた地域間幹線系統確保維持事業費補助金を路線沿線の北見市、置戸町、陸別町と連携したなかで継続支援し、バス路線の維持、確保を図ってまいります。

また、地域、特に交通弱者である高齢者の足の確保対策としての高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業、高校生等のバス通学定期運賃補助を継続してまいります。

【環境衛生・葬斎場・墓地】

ごみの減量化や再資源化、住民によるリサイクル運動の推進、廃棄物処理場の適正な管理、1市2町一般廃棄物広域処理、し尿処理体制の確保などを進めてまいります。また、葬斎場「清陵苑」は、1号炉設備の大規模改修を実施するなど、良好な維持管理により利用者の利便性の向上のほか、利用者が増加傾向にある合葬墓を含めた、墓地の適正な管理を継続してまいります。

6 みんなの『安全・安心』を支えるまちづくり

将来目標の6点目は、「みんなの『安全・安心』を支えるまちづくり」についてであります。

一昨年 of 局地的短時間豪雨や昨年の猛暑に見られるように、昨今の気候変動により、今まででは起こりえなかったような自然災害により、様々な被害が発生しています。

いつ襲ってくるかわからない災害に備え、安全、安心に暮らせる地域づくりを引き続き進めてまいります。

【住民安全の推進】

災害発生時には、モバイルアプリケーションいわゆる「ライン」を用いた通報システムを運用し、迅速な被災箇所の把握に努めてまいります。

災害発生初期の、自助、共助などを町全体で進めていくため、自主防災組織の設立、育成などを通じた住民の防災意識の向上のほか常呂川雨量観測所や簡易水位計を用い、さらに常呂川多機関連携タイムラインの運用による関係機関との緊密な連携を図りながら町民への迅速な情報提供を進め、地域防災力の強化を図ってまいります。また、昨年のような猛暑に対応するため、地域集会所にエアコンの設置を進めます。

本年度においても、交通安全協会、交通安全推進委員会と連携するとともに、交通安全指導員をはじめ、地域の協力も得ながら、定例及び期別の街頭啓発、各学校等における安全教室の実施など交通安全意識の向上とスクールゾーン3か所、溶融式区画線2か所、カーブミラー1基と注意看板の整備をするなど、交通安全施設の維持管理により今後も交通事故死ゼロが継続するよう努めてまいります。

令和2年度には、北海道警察の要請などにより通学路に防犯カメラを設置しましたが、本年は更に2か所増設し、犯罪抑制に努めてまいります。全国的にも子ども達を襲う悲惨な事件は後を絶たないことから、防犯協会、暴力追放推進協議会などの関係機関と連携し、犯罪の未然防止や暴力追放に引き続き取り組んでまいります。

また、犯罪被害者等支援条例を制定し、万が一犯罪被害に遭われた方がいた場合の支援策等、必要な事項を定め、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に努めてまいります。

広域で連携する消費生活相談やトラブル防止に向けた啓発など、生活安全の確保にも努めてまいります。

7 『みんなの力で』暮らしやすいまちづくり

将来目標の7点目は、『みんなの力で』暮らしやすいまちづくりについてであります。

【DXの推進】

本年度はまず、令和7年度に稼働される、全国で共通化・標準化される自治体情報システム導入に向けた各システムの改修を進めてまいります。

また、議会ペーパーレス会議システムやAI文字起こしツールの導入等の実施により少しずつ業務改革が進んでおりますが、町の各業務の洗い出しによる、AI・RPAの活用などさらなる業務改善の検討を進めてまいります。

【住民参画の推進等】

まちづくり町民参加条例による意見、まちづくり推進会議からの提言、夜間町長室開放の継続のほか、オンライン町長室や階層別タウンミーティングなど新たな広聴活動を検討し、積極的に取り組んでまいります。

また、ホームページやライン、フェイスブック、X（旧ツイッター）などのSNSを活用した積極的な行政情報の発信を継続し、情報発信や住民サービスにつなげてまいります。

町内会、実践会はまちづくりの基盤であり、自治会ごとに様々な取り組みを進めることができるよう、また、地域が一つになり活気あふれる豊かな地域づくりができるよう、引き続き支援するとともに、地域の拠点となるコミュニティ施設の環境整備を継続的に図ってまいります。

ふるさとおもいやり寄付制度について、令和6年度も事業推進を図るとともに、適正な制度運用のもと、物産のPR、産業の振興、地域活性化を推進するため、事業者など関係者と連携を図りながら多様な取り組みに努めてまいります。

【地域おこし協力隊】

本町では、未来に向かって新たなまちづくりを進めていくため、新たに地域おこし協力隊を採用し、協力隊員のスキルや能力、斬新な視点を生かした活動によって、協力隊員と連携を図りながら、魅力的なまちづくりを目指し地域の活性化を図ってまいります。

【行財政運営】

行政運営につきましては、「第5次行政改革大綱」に基づく実施計画と、「第6次訓子府町総合計画」後期重点プロジェクトを着実に実行し、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立するため、町民参加と官民連携、

各種事業の再構築、公共施設の長寿命化や更新のマネジメント、組織、業務の見直しなどを推進してまいります。

特に本年4月には、地域課題・特定課題に柔軟に対応するため、組織の一部改編を行います。

財政運営にあたっては、国や北海道などの財政支援制度等の有効な活用を図るとともに、基金運用の適正化と公債費の最適化に配慮した予算編成により、将来に過度な負担を残さない財源対策など財政の平準化を図ってまいります。

行政を担う職員の資質や能力向上は効率的、効果的な行政運営を推進するため必要であり、その成果を町政運営に反映させ、福祉の増進につながることも重要な政策の一つであり、市町村職員中央研修所への職員派遣など各種研修に積極的に参加させ、自治体職員としての知識や能力の向上に努めてまいります。

また、地域担当職員制度についても高齢者宅の訪問や地域行事への参加を通じて地域に学び、地域課題を共有し解決につながる仕組みづくりも検討してまいります。

以上、私の基本姿勢と令和6年度の施策の一端を述べさせていただきました。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和6年度の町政執行方針とさせていただきます。